

平成 26 年

# 第 1 回臨時輪之内町議会議録

平成 26 年 5 月 26 日 開会  
平成 26 年 5 月 26 日 閉会

輪之内町議会

## 第1回臨時輪之内町議会会議録目次

5月26日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議長辞職の件	4
議長選挙	4
副議長辞職の件	7
副議長選挙	7
常任委員会委員の選任	9
議会運営委員会委員の選任	9
農業委員の解任請求並びに後任委員の推薦	10
安八郡広域連合議員の選挙	10
議案上程	11
町長提案説明	11
議第28号（提案説明・質疑・討論・採決）	12
議第29号（提案説明・質疑・討論・採決）	24
議第30号（提案説明・質疑・討論・採決）	27
閉会	29
会議録署名議員	30

平成26年 5 月 26日開会 第 1 回臨時輪之内町議会

第 1 号会議録 第 1 日目

平成26年 5 月 26日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 常任委員会委員の選任について
- 日程第5 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第6 農業委員の解任請求並びに後任委員の推薦について
- 日程第7 安八郡広域連合議員の選挙について
- 日程第8 議案上程
- 日程第9 町長提案説明
- 日程第10 議第28号 専決処分の承認について  
輪之内町税条例等の一部を改正する条例について
- 日程第11 議第29号 専決処分の承認について  
輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議第30号 輪之内町庁舎改修工事請負契約の締結について

（追加日程）

- 日程第1 議長辞職の件
- 日程第2 議長選挙
- 日程第3 副議長辞職の件
- 日程第4 副議長選挙

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第12までの各事件
- 追加日程第1 から追加日程第4までの各事件

○出席議員（9名）

1番	上野賢二	2番	浅野常夫
3番	高橋愛子	4番	小寺強
5番	浅野利通	6番	田中政治
7番	北島登	8番	森島光明
9番	森島正司		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	西松敏夫
兼 参事 兼 教育参事	加藤智治	調整監	加納孝和
調整監兼 住民課長	岩津英雄	総務課長	兒玉隆
経営戦略課長	荒川浩	税務課長兼 会計室長	田中実
福祉課長	田中久晴	産業課長	中島智
建設課長	高橋博美	教育課長	松井均
危機管理課長	森島秀彦		

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	足利恵信	議会事務局	西脇愛美
--------	------	-------	------

(午前9時30分 開会)

○議長（高橋愛子君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は9名です。全員出席でありますから、平成26年第1回臨時輪之内町議会は成立いたしましたので開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（高橋愛子君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定により議長において、2番 浅野常夫君、7番 北島登君を指名します。

---

○議長（高橋愛子君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋愛子君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

---

○議長（高橋愛子君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から平成25年度2月分及び3月分、平成26年度4月分に関する出納検査結果報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前9時31分 休憩)

(午前9時32分 再開)

○副議長（田中政治君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 高橋愛子君から議長の辞職願が提出されています。

お諮りをいたします。

議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

---

○副議長(田中政治君)

追加日程第1、議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって高橋愛子君の退場を求めます。

(議長 高橋愛子君退場)

○副議長(田中政治君)

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長(足利恵信君)

辞職願、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出  
ます。平成26年5月26日、輪之内町議会議長 高橋愛子。輪之内町議会副議長様。

○副議長(田中政治君)

お諮りします。

高橋愛子君の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、高橋愛子君の議長辞職を許可することに決定いたしました。

高橋愛子君の入場を求めます。

(3番 高橋愛子君入場)

○副議長(田中政治君)

ただいま議長が欠けました。

お諮りをします。

議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(田中政治君)

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

---

○副議長(田中政治君)

追加日程第2、議長選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にしたらいいでしょうか。

(「投票」の声あり)

○副議長（田中政治君）

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○副議長（田中政治君）

ただいまの出席議員数は9名です。

次に立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に上野賢二君、浅野常夫君、高橋愛子君を指名いたします。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○副議長（田中政治君）

投票用紙の配付漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○副議長（田中政治君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○副議長（田中政治君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番 上野賢二君から順番に投票願います。

2番 浅野常夫君、3番 高橋愛子君、4番 小寺強君、5番 浅野利通君、6番 田中、7番 北島登君、8番 森島光明君、9番 森島正司君。

(投票)

○副議長（田中政治君）

投票漏れはありますか。

(「なし」の声あり)

○副議長（田中政治君）

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。



これから開票を行います。

上野賢二君、浅野常夫君、高橋愛子君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○副議長（田中政治君）

選挙の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、小寺強君5票、森島光明君4票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.25票です。

したがって、小寺強君が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○副議長（田中政治君）

ただいま議長に当選されました小寺強君が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。

小寺強君、あなたは議長に当選されました。議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

小寺強君。

○4番（小寺 強君）

ただいま議長という高い席を御指名を賜り、心から感謝を申し上げます。

これからの議会運営に関しましては、微力ではありますが皆様方の御協力をいただき一生懸命頑張る所存でございます。どうぞよろしく申し上げます。（拍手）

○副議長（田中政治君）

小寺議長、議長席にお着き願います。

暫時休憩します。

(午前9時45分 休憩)

(午前9時46分 再開)

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

副議長 田中政治君から副議長の辞職願が提出されています。

お諮りします。

副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

---

○議長（小寺 強君）

追加日程第3、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって田中政治君の退場を求めます。

（副議長 田中政治君退場）

○議長（小寺 強君）

職員に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（足利恵信君）

辞職願、このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い  
出ます。平成26年5月26日、輪之内町議会副議長 田中政治。輪之内町議会議長様。

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

田中政治君の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、田中政治君の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

田中政治君の入場を求めます。

（6番 田中政治君入場）

---

○議長（小寺 強君）

追加日程第4、副議長選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、投票、指名推選のいずれの方法にいたしましょうか。

（「投票」の声あり）

○議長（小寺 強君）

投票との意見がありますので、選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○議長（小寺 強君）

ただいまの出席議員数は9人です。

次に立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に北島登君、森島光明君、森島正司君  
を指名します。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

(投票用紙配付)

○議長(小寺 強君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(小寺 強君)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1番 上野賢二君から順番に投票願います。

2番 浅野常夫君、3番 高橋愛子君、4番 小寺、5番 浅野利通君、6番 田中政治君、7番 北島登君、8番 森島光明君、9番 森島正司君。

(投票)

○議長(小寺 強君)

投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから開票を行います。

北島登君、森島光明君、森島正司君、開票の立ち会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(小寺 強君)

選挙の結果を報告いたします。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票ゼロ票です。

有効投票のうち、森島正司君5票、上野賢二君4票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2.25票です。

したがって、森島正司君が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(小寺 強君)

ただいま副議長に当選されました森島正司君が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

森島正司君、あなたは副議長に当選されました。副議長当選の承諾及び挨拶をお願いいたします。

○9番（森島正司君）

ただいま皆様方の大きな御支援によりまして、私副議長に当選させていただきました。本当にありがとうございました。

これからは、議長を助けながら、輪之内町の議会が活発になりますように頑張っていきたいと思います。どうぞ皆様方のこれからの御支援よろしくをお願いいたしまして御挨拶いたします。（拍手）

○議長（小寺 強君）

日程第4から日程第7までを一括議題とします。

暫時休憩いたします。

（午前9時57分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○議長（小寺 強君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（小寺 強君）

日程第4、常任委員会委員の選任について及び日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって議長が指名したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名いたします。

総務産業建設常任委員会委員には、上野賢二君、浅野常夫君、高橋愛子君、小寺強、浅野利通君、田中政治君、北島登君、森島光明君、森島正司君を指名いたします。

文教厚生常任委員会委員には、上野賢二君、浅野常夫君、高橋愛子君、小寺強、浅野利通君、田中政治君、北島登君、森島光明君、森島正司君を指名いたします。

議会運営委員会委員には、森島光明君、森島正司君、北島登君、田中政治君を指名いたします。

お諮りします。

常任委員及び議会運営委員の任期は、委員会条例第3条第1項の規定によって、おお

むね1年と定めることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、常任委員及び議会運営委員の任期は、おおむね1年とすることに決定いたしました。

これから常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって委員会において互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

(午前10時47分 休憩)

(午前10時47分 再開)

○議長(小寺 強君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告します。

総務産業建設常任委員会は、委員長 上野賢二君、副委員長 高橋愛子君です。

文教厚生常任委員会は、委員長 浅野利通君、副委員長 浅野常夫君です。

議会運営委員会は、委員長 森島光明君、副委員長 森島正司君です。

---

○議長(小寺 強君)

日程第6及び日程第7の委員等の推薦及び選挙を行います。

日程第6、農業委員の解任請求並びに後任委員の推薦について行います。

お諮りします。

委員の推薦の方法については、議長の指名にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

農業委員の小寺強を解任し、後任の農業委員には田中政治君を指名いたします。

日程第7、安八郡広域連合議員の選挙を行います。

お諮りします。

議員の選挙の方法については、議長の指名にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

安八郡広域連合議員には、小寺強、森島正司君、浅野利通君を指名いたします。

---

○議長（小寺 強君）

日程第8、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（小寺 強君）

日程第9、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

5月も後半に入り、木々の緑がますます色鮮やかになってまいりました。議員各位には、ますます御壮健にて町政推進に御尽力と御協力を賜り、心より感謝とお礼を申し上げます。

本日は、平成26年第1回臨時輪之内町議会の開会に当たり、公私御多用のところを早朝から御出席を賜り、誠にありがとうございます。

なお、ただいまは議会議長を初め議会の構成も行われ、新体制を確立されました。誠におめでとうございます。これからの議会と執行部との連携につきましても、よろしく願いいたします。

さて、本日提出させていただきます議案は、専決処分2件と工事請負契約の締結1件でございます。

それでは、提案の理由について御説明申し上げます。

議第28号及び議第29号の専決処分の承認につきましても、地方税法の一部が改正されたことに伴い、輪之内町税条例等の一部を改正する条例及び輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成26年3月31日付で専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。

次に、議第30号 輪之内町庁舎改修工事請負契約の締結につきましても、地方自治法第96条並びに町条例の規定により契約を締結したいので、議会の議決を得ようとするものであります。

なお、本工事は、平成26年5月13日に開札を行い、同年5月21日に仮契約を締結いたしました。

以上で提出議案の説明を終わりますが、御審議の上、適切なる御議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

---

○議長（小寺 強君）

日程第10、議第28号 専決処分の承認について、輪之内町税条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

それでは、議案書1ページをお開きください。

議第28号 専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、平成26年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。平成26年5月26日提出、輪之内町長。

2ページ目がその専決処分書でございます。

まずもって全体をお話しさせていただきますと、今回の輪之内町税条例等の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法が改正されたことにより、輪之内町税条例等の一部を改正しましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。

改正の主なものにつきましては法人税率と軽自動車税率の変更で、そのほかは、法律改正等による条項の項ずれ、号ずれ等の字句の改正でございます。

それでは、新旧対照表で主な改正部分について御説明をさせていただきます。

新旧対照表の1ページをごらんください。

第16条、町民税の納税義務者等について御説明申し上げます。こちらは上位法改正に伴う字句の改正でございます。

第26条、所得割の課税標準について、こちらも上位法改正に伴う号ずれによる字句の改正でございます。

次にめくっていただきまして、2ページをごらんください。

第26条の5、法人税割の税率について御説明を申し上げます。法人税と申しますのは、町内に事業所を有する法人に課税される税金でございまして、法人の所得によって決まる法人税割と法人の所得の有無にかかわらず負担をする均等割がございまして、法人税割と均等割を足したものを法人税として町に納付をしていただいております。今回、法人税割の改正で現行の100分の12.3の法人税割の税率を9.7に変更するものでございます。

今回の改正によりまして法人税割の税率が下がりますので、町税のほうとしては収入が下がるということとなるかと思っております。この背景について少し御説明申し上げます。

平成になりましてバブル経済がはじけ、景気が悪化をいたしました。その後、何とか持ち直しの兆しが見えた中、リーマンショック等で景気の低迷が長らく続き、結果として法人の所得が減少いたしておりました。それにより一時期税収も大幅に減りましたが、ここ何年かは景気も底をつきまして、法人税も回復基調になってきておるといふ現状がございまして、しかしながら、国としては、大きな利益を上げている大企業というのは大都市に集中し、大都市と地方の自治体との税収の差が拡大してきておるといふことから、

今回、これを是正すべく、法人税割を12.3%から9.7%に変更し、2.6%の町税の税源を減らし、県においても同じような法人税がございます。県民税の法人税割を5%から3.2%に変更し、1.8%の県税の税収を減らし、町民税の減額分2.6%と県民税の減額分1.8%、これを足しますと4.4%になるわけですが、これで国は新しい税金、地方法人税をつくりまして、徴収したお金を国の一般会計でなく、地方交付税特別会計に直接繰り入れし、そのお金を地方交付税の原資として、財政力の弱い市町村に手厚く配慮する予定でございます。言いかえれば、自主財源のない市町村にお金を配り直す仕組みの導入をするがための今回の改正でございます。適用は、平成26年10月1日からということでございます。

続きまして、第32条の6、法人の町民税の申告納付につきまして、こちらも上位法改正に伴う字句の改正でございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。

第34条、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金と第42条の4につきまして、上位法改正による項目ずれによる字句の改正でございます。

次に4ページをめくっていただきまして、第42条の7、固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告につきましても、項ずれによりまず字句の訂正でございます。

次に、4ページから6ページまでについて御説明申し上げます。

第66条、軽自動車税の税率について御説明申し上げます。今回の改正は、軽自動車税の税率を上げるものでありまして、その内容は、平成27年度以降に新規に取得される新車の税額を、自家用自動車は現在の約1.5倍、そのほかは1.25倍に引き上げ、引き上げた後の税額が2,000円に満たない場合は2,000円とすることとすると。

それから、後の改正のほうで出てきますが、関連がありますので御説明を一緒にさせていただきます。平成28年度から初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過する月の属する年度以降分の年分の三輪以上の軽自動車については、おおむね20%増の重い税金をかける改正も今回行われますということでございます。

背景について、少し御説明申し上げたいと思います。

背景としまして、軽自動車税というのは、御承知かと思いますが、昭和33年にできて以来、順次改正をしてきた税でありまして、昭和59年に改正して以来は、税率については変更がございません。その間、軽自動車は、平成2年と10年の2回にわたりまして規格の変更が行われました。昔は小型自動車と軽自動車と、この間の性能の差は大変歴然としておりまして、現在では軽自動車は、スピードは出るし、居住性もいいし、重量についても遜色なき、総合的に性能がほとんど変わらなくなったということで、軽自動車と小型自動車と分ける理由がだんだんなくなってきたということも一因だと思います。

また、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した三輪以上の軽自



動車に重い税をかける理由は、グリーン化という観点からでございます。グリーン化というのはどういうことかと申しますと、環境の負荷の低減に資するための施策、地球温暖化、公害対策の一層の推進など、いわゆる環境に優しい政策でございます。なお、従来の軽自動車については、従来どおりの年税額で変更はありません。

それでは、説明をさせていただきます。

まず、1番の原動機付自転車の税率、こちらはバイクと言われるものですが、アは原付50ccのことですが、「1,000円」から「2,000円」に、イは90ccのことですが、「1,200円」から「2,000円」に、ウは原付125ccでありまして、「1,600円」から「2,400円」に、エは三輪以上で20ccを超えるもの、通常ミニカーと言われるもので、現行の「2,500円」から「3,700円」に改正するものであります。

次に軽自動車及び小型特殊自動車につきまして、軽自動車で二輪のものは現行の2,400円から3,600円、三輪のものは3,100円から3,900円に、四輪以上のもので乗用のものの営業用は5,500円を6,900円に、自家用は7,200円を1万800円に、貨物は、営業用が3,000円を3,800円に、自家用は4,000円を5,000円に、次に小型特殊自動車につきましては、農耕作業用のものは1,600円を2,400円に、リフトなどその他のものは4,700円を5,900円に、次にめくっていただきまして、二輪の小型自動車、現行「4,000円」を「6,000円」に改正するものであります。

以上申し上げましたものは全て年税額でございまして、適用は、平成27年4月1日からということでございます。

次に附則に移りまして、第4条の4、公益法人等に係る町民税の課税の特例について、こちらも項目ずれによる字句の改正でございます。

それから、6ページから12ページにわたりまして御説明をさせていただきます。

6ページ、第5条、居住用財産の買いかえ等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、次にめくっていただきまして、9ページ、第5条の2、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、次にざあっとめくっていただきまして、12ページをお願いしたいと思います。第5条の3、阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例について、この3件につきましては、上位法による規定の整備による削除でございます。削除の理由としましては、これらは単に課税標準の計算を定める細かいことでございますから、条例の性格ということ踏まえて削除すると。今後は、この件につきましては、国の法律、上位法にて対応をしていくということでございます。適用は、平成26年4月1日からということです。

次に、13ページをごらんください。

第6条の4、寄附金税額控除における特例控除額の特例について、こちらも項目ずれによる字句の訂正でございます。

第7条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について御説明申し

上げます。肉用牛の売却による事業所得の課税の特例というのは昭和57年からある制度でありまして、その内容につきましては、農業を営む者が飼育した肉用牛を家畜市場、中央卸売市場で売却した場合、その売却により生じた所得は免税とする制度でございます。この制度が現行は平成27年度で廃止になるのを3年間延長するというところでございます。背景としましては、この制度につきましては、前回、平成23年もこの町議会で御説明したかと思いますが、特定の業種に係る減免、また長年にわたっているということで廃止という議論もございましたけど、その当時、口蹄疫などがはやりまして、まだまだこの制度は存続をすべきということで、前回、御承認をいただいた。今回もその流れで、前回と同様、延長するというようなことでございます。適用は、平成26年4月1日からということでございます。

次に、14ページをごらんください。

第9条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告、こちらも規定の整備によるもので改正でございます。

次に15ページ、第12条の3、住宅用地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の減額につきましても、上位法による字句の訂正でございます。

17ページをお願いしたいと思います。

第15条、軽自動車税の税率の特例について、こちらはさきに背景だけ御説明申し上げたものでございますが、新たに創設されたものでございまして、初めて車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の三輪以上の軽自動車に対する重課の規定でございます。三輪のものは、3,900円に改正されるものを4,600円、乗用の営業のものは6,900円に改正されるものを8,200円、乗用の自家用車は1万800円に改正するところを1万2,900円、貨物用の営業は3,800円に改正されるところを4,500円、貨物用乗用車は5,000円に改正されるところを6,000円にするものでございます。こちらは平成28年4月1日からの適用でございます。

次に17ページの下の方ですが、めくっていただくと18ページまで続いておりますが、第16条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について御説明を申し上げます。優良住宅地の造成等のために土地等を売却した場合の長期譲渡に係る町民税の課税の特例につきましては、昭和63年度からある制度でございます。この内容は、優良住宅地等のために所有期間が5年超である土地を譲渡した場合の長期譲渡については、課税長期譲渡所得の合計の2,000万円以下の場合については2.4%、2,000万円超の場合については3%の軽減税率によって分離課税をするものであります。この現行制度が平成26年度で廃止になるのを今回の改正により、軽減税率の適用を平成29年度分まで3年間延長するものであります。適用は、平成26年4月1日からということでございます。

次に、19ページをごらんください。

第18条、一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例、第18条の2、上場株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例につきましても、上位法による字句の改正でございます。

20ページ、第18条の3、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例と21ページの第20条、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告についても、上位法による字句の改正でございます。

第20条の2も、同じく項ずれによります字句の改正であります。

続きまして、22ページから27ページについて御説明申し上げます。

22ページ、第21条、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例について、それから第21条の2、東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例、ずっとめくっていただきまして、26ページ、第22条、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例、この3件につきましては、上位法改正による規定の整備による削除でございます。削除の理由としましては、東日本大震災に係るこれらの条例については、地域の条例という性格も踏まえて、必ず条例に定めなければならないこととされている事項を除いて、条例は規定を今後はしないということでございます。今後は、この内容については国の法律、上位法によって対応していくということでございます。

次に、27ページをごらんください。

第21条、東日本大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等につきまして、内容は変わっておりませんが、先ほど削除がありましたので条項がずれまして第21条となりました。

次に、同じく個人の町民税の税率の特例等につきましても、項ずれにより条項が第22条へと繰り上げ改正となったわけでございます。

議案に戻っていただきまして、7ページ、施行期日につきましては、第1条、この条例は平成26年4月1日から施行すると。

第2条以降は、その経過措置でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

まず最初に、このナンバーの関係でちょっとお尋ねしたいんですが、ナンバーを最初にとってから14年経年した車両については税率が上がると。その理由は、排出とか、そういう環境に大きな負荷を与えるという御説明だったと思うんですが、この長く使って環境に負荷を与えるというのと新しい機械を、その代替えに買う機械を製造するときに発生する、そういう環境に負荷がかかるのは当然あると思うんですが、長く使ったほうが何かにつけていい部分もあると思うんですが、古いからどうのだけの議論で物事を、更新を促すというのは、これはいかがなものかと。そこら辺をきちっと見解を教えてください。と、例えば農機の関係でいいますと、普通の軽乗用車とか軽トラックとか単車とか云々というのは、当然公道をよく走りますのでナンバーの取得は当たり前のことなんで言うまでもないんですが、そのほかの機械については、あるものもないものもあるというふうに私は思うんですが、そういうものについては、どのような見解を持ってナンバー取得を促されるのか。例えば農機具ですと、公道をある程度走らないと、多分どこの農家の方も農地まではたどり着かんというふうに思うんですが、やっぱり公道を走る限りにおいてはナンバー取得は必要なものだという事。

昔、免許がないのにテラーを乗っておった人が警察に捕まったこともあるというようなことも聞いた。だから、ナンバーもとらないかんし、軽四の免許も取らないかん、小型特殊の免許も取らないかんとかという、一時期そういうこともありました。近年では、免許の有無は当然のことであると思うんですが、ナンバーについては、少なからずともついていない農機具のほうが多いのではないかと。だから、ナンバーをつけなくても済む状況の中で、例えば14年以上経年したものはもっと税金を高くするなんていうのは、それ以前にやらないかんことがあるのではないかと、それをどのようにしてやっていくつもりかということも含めてお尋ねをしたいと思います。

少なくとも、法人、また営農組織、担い手といった地域に根差した大きな組織は、当然、全ての農機具に対してナンバー取得が必要なものであれば全部とってみえると思うんですが、それ以外の個人経営で相当数の機械が輪之内にはあると思うんですが、それについてお尋ねしたい。

もう1つは、その他の部分でいいますと、税務課長はリフト云々とおっしゃられておったんですが、この排出ガスを出すものは、リフト以外にその他の中には建設機械とか、いっぱいありますよね。そういう重機、もしくは道路を直したりするものについてナンバー取得が要らないものも、要るものもあるのかもしれませんが、それについてもどのようにこの規定を、改正の部分についてもはめていかれるのかということをお尋ねしたいということ。

もう1つ、ちょっと聞き漏らしたのでもう少し教えていただきたいのは、法人税率が

下がるということで、その部分については県と町で4.4%ぐらい下がるということでしたけれども、それは交付税のほうでまた税収のないところへいただけるというようなことですが、輪之内町においてはその部分でどういう影響が出るのかなあということ、わかる範疇で結構なんで教えていただきたいと思います。

○議長（小寺 強君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

何点か御質問をいただきましたので順不同になるかも知れませんが、順次、お答えをさせていただきますと思います。

まず、長く使うことは大変美徳だという御指摘だと思います。確かに私もそう思います。長く使っていただくのは、愛着があって大変いいことだと思いますが、やはり政府の税調等では、地球温暖化を考えますと、14年がめどかなということですので、御承知おきをお願いしたいと思います。

ナンバーをとってもとらなくてもどうだというお話もあったかと思いますが、農業に従事する方は、一生懸命頑張ってみえることを私もよく知っております。しかしながら、公道を走る場合は、やはりナンバーをつけて走っていただき、道路交通法を遵守していただくというのも、また一方の論理かと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

それから、今回の14年を超えたものにつきましては、三輪以上の普通の車が対象でございますということであります。

それから、法人税の影響をわかる範囲内で教えてくださいという御質問でありまして、法人税は、経営者の大胆な決断やら、日本を取り巻く国際情勢や内外によって予測不能な面もございまして、なかなか今すぐにどれだけ影響があるかということは申し上げることができないかと思っております。しかしながら、平成26年度当初予算において、この議会で御承認をいただきました1億2,986万円が当初予算で御無理を言った法人税かと思っております。もし、仮にですけど、そのときにこの税制があったら、いかなる影響が出たかということを考えてみますと、2,138万円ほどの減収が見込まれるというふうに考えておりますが、地方交付税でその分は補填をされますので、町財政を俯瞰すれば、さしたる影響はないのではないかと考えております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

質問を何点かしたので答えるのも大変かもしれませんが、税のほうは大体2,138万円の減収になって、その分は交付税で戻ってくるのではないかと、そういうこ

とで大きく影響はないであろうという見通しだということで、わかりました、その分については結構ですわ。そういうことですね。

それで、さっき言いましたナンバーの関係ですが、この14年経年の部分について、これは国が14年を超えたら、もう上げよと、全部すべからず、そういう意味のものが来ているのかどうかということが1点。

それから、お答えにはなかったんですが、ナンバーを取得していない車両について、農作業機でも建設作業機でも全てですが、建設作業機は、多分現場でうまといいますか、ポットといいますか、ああいうものを立てたりするものの間は現場に認められて、その部分ではナンバーがあろうがなかろうが、別に田んぼの中で農作業をしていると同じ状況になるというような私の中の認識ですが、田んぼの中は免許は要りませんわな、はっきり言って。でも、田んぼの中へ来るまでにナンバーをつけたものでないだめやということを、今、税務課長もおっしゃられたんですが、その部分はどういうふうに把握してみえるかという部分についてはお答えがなかったと思うんですが、これから把握していなかったらどういうふうにして指導していくかという部分もお答えがなかったと思うんですが、これは産業課長も大きく関係してみえますし、建設課長も恐らく町の土木工事について、古い重機でやっておる場合はあかんよとか、そういう御指導をされるのか。今の細かいことになるかもしれませんが、そういうナンバー、14年経年という一つの区切りの中で、これからの動き方が多少なりとも影響を皆さんが受けるのではないかなと。これが上位法で決められたというのであれば、これは守る義務も当然ありますので、そこら辺をはっきり聞かせていただかんと、ちょっともやもやとしたものが残ると。

今言っております農作業機以外の、要するにエンジンをかけたら煙を吐くものについてどこら辺までをどういうふうに、今の自走するもの、運転免許が要るものというくくりの中でおっしゃられておると思うんですが、それ以外のものは別に、草刈り機とか、そんな細かいことを言うわけじゃないんですが、免許が要るものについてそういうふうな税率の見直しがあるよということだと思っております、それについてもう少しお尋ねをしていきたいと思っております。

**○議長（小寺 強君）**

税務課長 田中実君。

**○税務課長兼会計室長（田中 実君）**

それでは、2点ほど御質問を受けたと思います。14年たった車は、もうだめなのかということですね。もうあと1点は、ナンバーをつけるつけないというのはどういうぐあいで判断しておるのか、それはどうかということだと思います。

まず、14年たったら廃車をしなさいという法律ではございません。20%ほど、通常よりも税金が高くなりますよと、重課ということでございますので、車を何年使っていた

だいても支障がないということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、ナンバーのついていない車等がその他であったら、それはどうするのかというお話であります。課税当局としましては、公道を走っておれば、当然つけてくださいというようなことだと思ひます。また、大変その把握の難しい面もございませうが、農機具等の販売者とか、そういう方にお願ひして、何とかしていただけませんかというような努力の余地はあるかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

6番 田中政治君。

○6番（田中政治君）

これは税務課長のみならず建設課長も、今、建設機械のことも言っておりますので、これが町の仕事に対してどういう影響があるかという部分も含めて、それはお答えいただかんと、税務課長のあの中途半端な答弁で、そんなことは聞いておるんじゃないんですよ。ナンバーをつけなくてはいけないというものについては、当然つける義務がある、当たり前のことです、そんなこと。だから、それを把握できていないのなら、どうやって把握するんやと。そんな販売してしまったもの、販売者に、これからはいいですよ、そうやってやってくださいよとかというのはいいんですが、現在あるものについてどうやってやっていくんやと。それも農機具は、特に14年以上経年したやつはたくさんあるんですよ、はっきり言って。そんな新しい農機具がどれだけ走っておると思ひますか、でしょう。そうしたら、規定にはめたら、登録はしていないけど、初年度登録というのがなかったら、きょう、幾ら古くても登録したら、それが初年度登録になるんですか、そういう意味ですか。

車は、僕は中古専門ですけれども、中古を買った場合、初年度登録で載っていますわ、車検証に。ですから、そこから始まると思ひんですが、ナンバーが幾ら新しくても。でも、農機具にそういうものがありますかね。すべからず、そういう規定の中でこれは動くんでしょう。だから、それをどうやってやっていくんやということを聞いておるんや。そんな農機具販売店に言うたところが、その先、お互いに農家同士で売買したり、いろんなことをやっていますので、これは産業課長から、改良組合長を通じて一遍調査しながら、今、税金の対策の中でどういう車両があるか、みんな申告しておりますので、その中でも把握もできるでしょう。いろんな方法を用いながら、ある程度の把握に努めたいと言われるのが筋じゃないんですか。そんな農機具屋に任したとか、そんな猫だましみたいな答弁では、これだけ税率を上げるという話の中でよろしくないと思ひますよ。

取るなら取ってもらやあ、上げるのは結構なんですよ、だめやと言っておるんじゃないんですよ。平等に、すべからずやれるように指導していただかんといかんよと。建設機械もそうですよ。全てのものに対して、免許が要るものについてはそういう考えで進

めるとおっしゃられれば、それで私は納得して終わりますよ。そういう意味じゃないんですか。だから、産業課長も建設課長も、それについては少なからず影響がある課長には答弁を求めたいと思います。

○議長（小寺 強君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

再度の御質問でありますのでお答えをさせていただきます。

まずもって、重課のお話を最後にさせていただきましたので少し整理がと思いますが、コンバイン、それからリフト等につきましては、今回の重課のほうでは該当がないということ。車の関係だけが20%の重課になっております。

（「リフトと言うた」の声あり）

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

いや、それは小型自動車等に関することの……。

（「リフトは小型特殊自動車やろう、あれ」の声あり）

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

小型特殊です。ですから、今回の15条のほうにつきましては、乗用の自家用の軽自動車ということでございますので、御理解のほうを得たいと思います。

また、課税の公平さに対する御質問を受けまして、私どもも肝に銘じまして、適切な税の公平に向けて事務を進めていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（小寺 強君）

建設課長 高橋博美君。

○建設課長（高橋博美君）

ナンバーつきとナンバーのない車ということでございますが、これは道路運送車両法での違反行為かと思えます。そのナンバーつきであるないにかかわらず、道路の整備等は建設課でやっておりますけれども、これについての対応とか取り締まりについては、具体的な対策は建設課としてはないものと思えます。以上です。

○議長（小寺 強君）

産業課長 中島智君。

○産業課長（中島 智君）

これから各農事改良組合長等を通じまして、ナンバーをとるように指導をしていきたいと思えます。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）



9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、田中議員のほうから法人税の減税の影響について質問があつて答弁がありましたので、その部分については私もあれですけれども、この軽自動車税について増税になるわけですけれども、これによる町民の負担増というのはどのくらいになるのかということをお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、施行期日が26年4月、あるいは27年1月、4月、28年、29年というように、今回、大量に専決処分でやられたわけですけれども、専決でやらなければならない部分というのはほんの一部でないかというふうに思うわけですけれども、今の質問の中でも明らかになったように、いろいろとわかりにくいところがいっぱいあると。上位法が変わったから、それに倣ってやるだけだと。それが町民にどういう影響を及ぼすかということが一切説明がないわけなんですけれども、この上位法改正によって、この町民の税負担というのはどのように変わってくるのか、その辺のところをもう少し明確に答えていただきたい。

今、最初に言いましたように、軽自動車税の増税、それから法人税の減税、それからあと東日本大震災関連の特例の廃止による影響、そういったようなことをもう少し詳しく、町民に対してどういう影響があるのかということの説明をしていただきたいと思ます。

○議長（小寺 強君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

それでは、何点か御質問をいただきましたので、整理しながらお答えをしていきたいというふうに思っております。

まず、軽自動車税の影響はどうかということでございます。新車と14年を経たものの影響ということでございます。これも来年度の車の台数がまだ、これから皆さん買われたりとか、古くなってきましたので廃車されたりということで予測が少し不能だと思ますが、もし平成26年度の予算編成でこの新車と重課を合わせますと、346万円ほど税収がふえるということでございます。

森島議員の御指摘では、重税はどれだけかと言われますが、私ども税務課は、税金は町民の皆さんからお預かりしておるだけでございまして、歳出のほうで精査して大変な政策をやっていくということかと思ます。

それから、説明がなかったところはどうかということでございますが、これは基本的には継続ということでございますので、廃止ということではないので影響はないと。

東日本大震災の関係で最後に森島議員が御質問されて、私も最後のほうで東日本大震災の関係、雑損控除額、被災居住用財産、住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長

についてということで御説明したのでその件についてかと思いますが、まず1点、輪之内町には、この制度に該当する方はお見えになりません。

また、説明の中で申し上げましたとおり、こちらは規定の整備による削除でございまして、今後、この内容は、上位法の国の法律で同じようなのがありますので受給者の方には影響はないというふうに考えております。以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第28号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今回の条例改正は、上位法に伴うものだという事ですけども、今、質疑の中でも不明な点が非常にたくさんある。これをなぜ専決処分でやらなきゃならなかったのかと、このことについても答弁もできないと。上位法が変わったからというだけですけども、施行期日が26年4月であるのはほんの一部、ほとんどがそれ以降、27年1月、あるいは4月というようになっているわけですので、今やらなければならないという理由はない、それがまず第1点。

それから、今回の場合、法人には優遇する、これは国のアベノミクスに基づいた法人優遇の、大企業を優遇する税制に基づいたものだというふうに思わざるを得ないと。その一方で、軽自動車税、本当に庶民にとって、特に低所得者、高級車には乗れない、そういった所得階層の人に対して360万というような話がありましたけれども、新たな増税を押しつける。企業に優遇して庶民に増税を押しつける、こういう内容のものだというふうに思います。これの実態を町民に明らかにすることなく専決処分をしてしまう、こういう行政の進め方にも非常に問題があると。もっとこういったことを深く検討する機会は十分あるはずです。議論する時間は十分あるはずなんです。この専決処分でする理由というのは全くない。26年4月から施行分だけを専決処分ならわかりますけれども、将来にわたってまで専決処分をしてしまうというようなやり方は、私は許せないと思います。ということで、この条例改正は反対であります。

○議長（小寺 強君）

ほかに討論はありませんか。

(挙手する者なし)

○議長（小寺 強君）

これで討論を終わります。

これから議第28号を採決します。

お諮りします。

異議がありますので起立によって採決します。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立7名)

○議長（小寺 強君）

起立多数です。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

---

○議長（小寺 強君）

日程第11、議第29号 専決処分の承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

税務課長から議案説明を求めます。

田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

それでは、議案書の10ページをお開きください。

議第29号 専決処分の承認について。地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条の規定により、平成26年3月31日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めるものとする。平成26年5月26日提出、輪之内町長。

11ページがその専決処分書であります。

それでは、本議案の全体的な御説明を先にさせていただきます。

今回の輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につきましては、地方税法が改正されたことにより輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正しましたので、議会に報告し、承認を得るものであります。

その内容につきましては、国民健康保険税の課税限度額を引き上げるとともに、低所得者層の被保険者の負担を配慮して軽減措置の対象の拡大のため、今回の改正となりました。

それでは、新旧対照表で主な部分について御説明させていただきます。新旧対照表の31ページをお願いしたいと思います。

第2条、課税額についてということで、3項で後期高齢者支援金等課税限度額を現行の「14万円」を「16万円」に改めます。

4項のほうでは、介護納付金課税額における課税限度額を現行の「12万円」から「14

万円」に改め、今回改正がなかった国民健康保険税の基礎課税額の51万円と足しますと、国民健康保険税の課税限度額が全体で現行の77万円から81万円ということで、4万円の引き上げでございます。

第18条、既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収について御説明申し上げます。このことについては、上位法改正による項目ずれでございます。

続きまして、第23条、国民健康保険税の減額についてでございます。今回改正されますのは、5割軽減、2割軽減についての改正でございます。

(2)は5割軽減についての規定でございます。5割軽減は、現行は33万円プラス24万5,000円掛ける当該納税義務者を除く被保険者数を掛けた金額を超えない世帯が該当しておったのを、「(当該納税義務者を除く。)」を今回削除し、納税義務者を含む被保険者数に改正するものであります。

続きまして、(3)号は2割軽減についての規定でございます。2割軽減は、現行は33万円プラス35万円掛ける被保険者数を掛けた金額を超えない世帯が該当しております。この「35万円」を、今回「45万円」に変更するものでございます。

議案に戻っていただきまして、12ページ、附則でございますが、施行期日、この条例は、平成26年4月1日から施行するものとする。

第2条につきましては適用区分ということでございまして、平成26年度以後の国保税について適用し、平成25年度分までは、なお従前の例によるということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 強君）

これから質疑を行います。

(挙手する者あり)

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これは国保税の減額になるというふうに理解しておりますが、これによる町の財政にはどういう影響を及ぼすのか。これは26年度予算にどのように影響しているかということをお伺いしたいというふうに思います。

それと、もう1点、この最高限度額が医療費分については51万円、そのままということなんです。なぜこれも上げないのかと、課税限度額を。要するに、例えば所得がある程度の金額以上になると頭打ちになって、1,000万の年収の人も2,000万の年収の人も同じ税額になるわけですね。ところが、今回の14万円を16万円にする、あるいは12万円を14万円にするというのは、大体年収が300万から中間層程度のことやないかなというふうに思うわけですね。要するに、中間層部分が増税になるということになると思うんですけども、その辺の考え方、なぜもっと高額者のほうも増税になるような方向にな

らないのかというようなことをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小寺 強君）

税務課長 田中実君。

○税務課長兼会計室長（田中 実君）

何点か御質問をいただきましたので、整理をしながら行きたいと思います。

国保税の減額は、26年度はどのくらい財政に影響するのかという御質問が1点あったと思います。26年度の国保に加入してみえる方の所得がまだ確定しておりません。6月1日以降に確定しますので、試算のしようがございませんので影響等についてははかりかねておりますが、平成25年度の国保の加入者の方の所得が変わらず、この制度を適用したらどうかということを考えてみますと、最高限度額が上がることによって、156万ほど税収は上がるのではないかとこのふうを考えております。

軽減のほうにつきましては、当然入ってくるお金が減るわけですが、こちらのほうにつきましては、森島議員も御承知かと思いますが、軽減につきましては、保険基盤安定制度から軽減分については補填をされるということでございますので、その部分はさしたる影響はないのかなというふうに思っておりますが、まずもって平成26年度におきましては、確定次第、またということでもありますので、25年度の状況を今お話しさせていただきます。

それから、今回、確かに医療のほうがなぜ上がっていないんだと、それを上げればもっとということだと思います。これについては、やはり国のその審議会等でいろいろ検討した結果のことです。私どもにはうまく伝わってこないんですが、やはり医療分は、既に51万円と高額であるということも影響しておるのかなというふうなことは思っております。

それから、中間所得者層が増税になるのではないかとこのお話ですが、それは、この制度が今あって国保税が適用されたらどうかというお話ですが、中間所得者層は、先ほど言いました最高限度額が77万円から81万円に変わった、出た分は中間所得者層の保険料に充填されますので、増税ではないのではないかとこのふうを考えております。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（小寺 強君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

私がちょっと試算してみたんですけども、まず51万の限度額というのは、夫婦2人世帯ですと約600万ぐらいなんですね、600万円以上の方は51万で頭打ちになると。それから、今の介護分で12万というのは、年収360万程度で頭打ちになるということなんです。それから、後期分につきましては14万円ですけども、これは大体440万ほど。し

たがって、この360万、あるいは440万、このぐらいのところだけが増税の対象になると。最高限度額が2万円ずつ引き上げられるということで増税になるということなんですけれども、ところが、600万以上の所得がある人は、今回の条例改正によって何ら影響を受けないということで、ちょっと不公平ではないかなと。何ら影響を受けないというよりも、今の4万円だけは上がりますけれども、そういったことで、もっと高額のほうがやっていくべきではないかというふうに思うわけですが、その辺の理由は上位法でということで、なぜ上位法がそうなったのかという基本的な考え方というものは承知していないというようなことでしたけれども、そういったこともきちんと確認して進めたいというふうに思っております。

答弁はどちらでも結構ですけれども、もし何かありましたらお答えください。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第29号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで討論を終わります。

これから議第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第29号 専決処分承認について、輪之内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

---

○議長（小寺 強君）

日程第12、議第30号 輪之内町庁舎改修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

総務課長から議案説明を求めます。

総務課長 兒玉隆君。

○総務課長（兒玉 隆君）

それでは、御説明をさせていただきます。

議案書は13ページでございます。

議第30号 輪之内町庁舎改修工事請負契約の締結について。地方自治法第96条第1項第5号及び輪之内町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、一般競争入札に付した輪之内町庁舎改修工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するため議決を求める。平成26年5月26日提出、輪之内町長でございます。

今回の庁舎改修につきましては、工事の公告をいたしまして、一般競争入札で実施をいたしました。一般競争入札に参加をした業者は、9社でございました。先ほど町長の提案説明にございましたように、5月13日に開札を行いまして、最低で入札をした業者につきまして、事後の審査を行い、契約者を決定し、本日、議案として提出をするものでございます。

それでは、議決いただく内容につきまして、記以降のところを説明させていただきます。

1. 工事名、輪之内町庁舎改修工事、2. 工事場所、輪之内町四郷2530番地の1、3. 工期、着工は本契約締結の日から、完成は平成27年2月27日でございます。4. 契約金額3億1,536万円でございます。5. 契約相手方、岐阜県養老郡養老町大巻4590番地、株式会社大橋組、代表取締役 大橋信之でございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。御審議、よろしくお願いいたします。

**○議長（小寺 強君）**

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

これで質疑を終わります。

これから議第30号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（小寺 強君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり議決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第30号 輪之内町庁舎改修工事請負契約の締結については、原案のとおり議決することに決定しました。

---

○議長（小寺 強君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定いたしました。

---

○議長（小寺 強君）

これで本日の日程は全て終了しました。

平成26年第1回臨時輪之内町議会を閉会いたします。

本日は大変御苦勞さまでございました。

（午前11時51分 閉会）



会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年5月26日

輪之内町議会 議長 高橋 愛子

新議長 小寺 強

副議長 田中 政治

署名議員 北島 登

署名議員 浅野 常夫